

大阪府立大学農学部・生命環境科学部 植物系同窓会

定款（案）

- 本会は、大阪府立大学農学部・生命環境科学部植物系同窓会連絡協議会（略称植物系同窓会）といい、大阪府立大学の植物系研究室・学科・個人単位の単位同窓会の情報交換および会員の親睦をはかる。
- 本会は、植物系学科・研究室の卒業生および教職員によって構成され、会には運営のために協議会長、協議会幹事（単位同窓会代表）、庶務・会計担当等役員を置く。
- 本会は、会の目的を達成するために卒業生および会員の連絡先の掌握につとめ、公的な目的で使用される場合にはその情報を提供できる。
- 本会は、会の目的を達成するために、親睦交流会を毎年開催する。
- 本会の運営は、寄付金および臨時的に集める会費によって行う。
- 本会の事務局は、大阪府立大学生命環境科学研究科植物バイオサイエンス分野事務室に置く。
- 会員登録 大阪府立大学農学部（農学研究科、農学生命科学研究科）および生命環境科学部・研究科に所属した者は会員登録出来る。登録は、単位同窓会または個人のいずれでも出来る。
- 会員は、HPに掲示される内容を閲覧し、掲示板に投稿できる。
- 単位同窓会は、本会のHPにリンクを張り、個別の活動に利用できる。
- 会長は、協議会の運営の責任を持ち、総会において議長となる。
- 幹事および役員は会長の任を補佐・協働し、会を円滑に運営する。
- 本定款は第1回総会で承認された時点で発効し、総会の議を経て改訂できる。
- 会の円滑な運営のために「申し合わせ」「取り決め」などの細則をもうける。

◎本定款は平成20年11月1日に開催した準備会で、総会に提案することが承認されました。